

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第37号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（計器による表示に用いる印の印影の形式）</p> <p>第 3 条の 2 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の16後段及び第143条後段に規定する証紙代金収納計器による表示（以下「計器による表示」という。）に用いる印の印影の形式は、別表第 3 のとおりとする。</p>	<p>（計器による表示に用いる印の印影の形式）</p> <p>第 3 条の 2 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第143条後段及び第180条後段に規定する証紙代金収納計器による表示（以下「計器による表示」という。）に用いる印の印影の形式は、別表第 3 のとおりとする。</p>
<p>（収入状況の報告）</p> <p>第 7 条 出納機関の長は、別表第 1 の 1 の項に掲げる歳入（条例第 2 条ただし書の規定により証紙の方法以外の方法により収入した歳入を除く。次条において同じ。）については、上半期及び下半期の証紙による収入の状況を、<u>会計局長</u>が別に定める方法により、当該上半期及び下半期の末月の翌月の10日までに、その歳入に係る予算を所管する課長（以下「予算主務課長」という。）に報告しなければならない。ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収入の状況についての報告は、随時行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（収入状況の報告）</p> <p>第 7 条 出納機関の長は、別表第 1 の 1 の項に掲げる歳入（条例第 2 条ただし書の規定により証紙の方法以外の方法により収入した歳入を除く。次条において同じ。）については、上半期及び下半期の証紙による収入の状況を、<u>庶務集中局長</u>が別に定める方法により、当該上半期及び下半期の末月の翌月の10日までに、その歳入に係る予算を所管する課長（以下「予算主務課長」という。）に報告しなければならない。ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収入の状況についての報告は、随時行うことができる。</p> <p>2 略</p>
<p>（歳入への受入れの手続）</p> <p>第 8 条 予算主務課長は、別表第 1 の 1 の項に掲げる歳入については、上半期及び下半期の証紙による収入額を取りまとめ、別に定める様式による公金振替依頼書を作成し、当該上半期及び下半期の末月の翌月の20日までに<u>会計局会計指導課長</u>に送付しなければならない。ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証紙による収</p>	<p>（歳入への受入れの手続）</p> <p>第 8 条 予算主務課長は、別表第 1 の 1 の項に掲げる歳入については、上半期及び下半期の証紙による収入額を取りまとめ、別に定める様式による公金振替依頼書を作成し、当該上半期及び下半期の末月の翌月の20日までに<u>総務部庶務集中局指導管理課長</u>に送付しなければならない。ただし、過誤納金の還付を行う必要がある場合における当該過誤納金に係る証</p>

年 月 日 送付													元売りさばき人渡	
10,000円	5,000円	1,000円	500円	300円	200円	100円	50円	10円	5円	2円	1円	額面合計額		
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	円		

印

証 紙 送 付 書												
1 収入証紙 枚												
内 訳												
10,000円	5,000円	1,000円	500円	300円	200円	100円	50円	10円	5円	2円	1円	額面合計額
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	円
上記のとおり送付します。 年 月 日												
元売りさばき人 御中											鳥取県出納長 印	

印

証 紙 領 収 書												
1 収入証紙 枚												
内 訳												
10,000円	5,000円	1,000円	500円	300円	200円	100円	50円	10円	5円	2円	1円	額面合計額
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	円
上記のとおり領収しました。 年 月 日												
鳥取県出納長 様											元売りさばき人 印	

様式第8号の2 (第10条関係)

始 動 票 札 交 付 原 票									
課 長		主 幹		副主幹		合 議		主 査	
年 月 日 送付									

元売りさばき人渡						
1,000,000円	2,000,000円	5,000,000円	10,000,000円	20,000,000円	30,000,000円	合計額
枚	枚	枚	枚	枚	枚	円

印

始動票札送付書						
1 始動票札 枚						
内 訳						
1,000,000円	2,000,000円	5,000,000円	10,000,000円	20,000,000円	30,000,000円	合計額
枚	枚	枚	枚	枚	枚	円
上記のとおり送付します。 年 月 日 元売りさばき人 御中						
鳥取県出納長						印

印

始動票札領収書						
1 始動票札 枚						
内 訳						
1,000,000円	2,000,000円	5,000,000円	10,000,000円	20,000,000円	30,000,000円	合計額
枚	枚	枚	枚	枚	枚	円
上記のとおり領収しました。 年 月 日 鳥取県出納長 様						
元売りさばき人						印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の項の第16号及び第17号の改正は、同年10月1日から施行する。

(鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2 鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部を改正する条例(平成21年鳥取県条例第24号)附則第4項及び第8項の規定に基づく手数料については、平成21年4月1日から同年9月30日までの間、証紙による収入の方法により徴収する。

(鳥取県警察手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 鳥取県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第30号）附則第2項の規定に基づく手数料については、平成21年4月1日から同年5月31日までの間、証紙による収入の方法により徴収する。